

**適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える
外国税額の計算に関する明細書（第7号の2様式別表4）記載の手引**

愛 知 県

1 この明細書の用途等

この明細書は、地方税法施行令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「当該法人の控除余裕額 ①」	この明細書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」欄の金額を記載します。
3 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書（別表6(2)）の16欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の11欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書（別表6の2）の10欄の金額
4 「当該法人の控除限度額を超える外国税額 ⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」欄の金額を記載します。
5 「当該法人の外国の法人税等の額 ⑦」	⑥欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の2)）の21欄の金額を記載します。

(7.9)